後期高齢者医療制度の保険料率が決まりました

◆保険料は、被保険者一人ひとりが負担することになります。

◆保険料 ＝ 所得割額 ＋ 被保険者均等割額

１人あたりの保険料は、その方の所得に応じてご負担いただく「所得割額」と被保険者の皆さま全員に等しくご負担いただく「被保険者均等割額」との合計額となります。

●平成20年度、21年度の後期高齢者医療制度の保険料は、

所得割額 ＝ 基礎控除後の総所得金額等 × 所得割率（8.88％）

被保険者均等割額 ＝ 48,569円

保険料の計算例	**●国民年金受給者（国民年金79万円）** 所得割額　0円 ＋ 被保険者均等割額14,570円 ＝ **14,570円（年額）** （7割軽減）
	●厚生年金受給者（厚生年金の平均的な年金額　208万円） 所得割額48,840円 ＋ 被保険者均等割額48,569円 ＝ **97,409円（年額）** （軽減無し） （208万円−120万円（公的年金等控除）−33万円（基礎控除）×0.0888＝48,840円
	●自営業の子どもと同居する方（世帯主＝子…年収390万円、親…国民年金79万円） 所得割額　0円 ＋ 被保険者均等割額48,569円 ＝ **48,569円（年額）** （軽減無し）

◆広域連合内（県内）では、原則として均一の保険料です。

◆保険料は、どんなに所得の高い方でも年額50万円が上限となります。

◆所得の低い方は、世帯の所得に応じて被保険者均等割額が軽減されます。

◆保険料の徴収は市町村が行います。

①特別徴収…原則として、年額18万円以上の年金を受給している方を対象として、年金から天引きすることになります。保険料の天引き開始は、平成20年4月の年金からとなります。ただし、介護保険料と合わせた保険料が年金額の2分の1を超える場合は、普通徴収となります。

②普通徴収…特別徴収の対象とならない方は、納付書や口座振替等により納付していただくことになります。納付書は市町村から平成20年7月に送付されます。

◆災害など特別な理由がある場合は、保険料が減免されることがあります。

◆世帯で国民健康保険と後期高齢者医療に分かれる場合は、国保税において配慮します。

◆後期高齢者医療に加入する直前に被用者保険の被扶養者であった方は、2年間保険料が5割軽減されます。さらに、平成20年度は保険料について特例があります。

新たに保険料の負担が生じることから、加入時から2年間被保険者均等割額が5割軽減されます。この場合、所得割額は賦課されません。

さらに、制度が始まる平成20年4月から9月までの半年間は、保険料の負担がなく、10月から3月までの半年間は、被保険者均等割額を9割軽減して1割の負担となります。

【問い合わせ先】保険課　☎53-3115

平成20年1月中旬から保険課の窓口で、仮の保険料の額（平成18年度所得で算定した額）が確認できます。なお、保険料は個人情報となりますので、窓口で被保険者本人の確認をしてから、お答えすることになります。（お電話でのお問い合わせは、本人確認ができませんのでご遠慮ください）

国保の自己負担額についてお知らせします

平成20年4月1日から、皆さんが安心して医療を受けられるために、医療保険制度の改正が行われます。その中で、高齢者の負担増等を考慮し、高齢者医療制度の見直しが凍結されることになりましたので、自己負担額の変更等について下記のとおりお知らせします。

①義務教育就学前の子どもの自己負担額が2割になります。

なお、香美市では福祉医療費として自己負担額を助成していますので、従来どおり自己負担額はありません。

②70歳から74歳までの自己負担額が1割から2割になる予定でしたが、平成20年4月から平成21年3月までの1年間は凍結となり、従来どおり1割のままとなります。

③75歳以上は、後期高齢者医療制度へ移行されますが、自己負担額の変更はありません。

★　自己負担額は、下記のとおりとなります。

年齢区分	現行の自己負担額	
0歳～3歳未満	2割	
3歳～6歳まで（就学前）	3割	
小学1年生～69歳	3割	
70歳～74歳	1割	現役並み所得者は3割
75歳以上	1割	現役並み所得者は3割

⇒

年齢区分	平成20年4月からの自己負担額	
0歳～6歳まで（就学前）	2割	
小学1年生～69歳	3割	
70歳～74歳	1割（※）	現役並み所得者は3割

後期高齢者医療制度へ移行

75歳以上	1割	現役並み所得者は3割

（※）平成20年4月から1年間は1割のままで、平成21年4月からは、2割となります。

【問い合わせ先】保険課　国保係　☎５３-３１１５